

議案第 68 号

一関市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について

一関市土地開発基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 8 月 24 日提出

一関市長 佐藤 善 仁

一関市土地開発基金条例の一部を改正する条例

一関市土地開発基金条例（平成 17 年一関市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(基金の額)</p> <p>第 2 条 基金の額は、10億5,000万円とする。</p> <p>2 市長は、必要があるときは、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、基金に追加して積立てを_____</p> <p>_____することができる。</p> <p>3 前項の規定により積立て_____が行われたときは、基金の額は、当該積立額相当額__増加_____するものとする。</p>	<p>(基金の額)</p> <p>第 2 条 基金の額は、10億5,000万円とする。</p> <p>2 市長は、必要があるときは、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、基金に追加して積立てをし、又は<u>基金の額が前項に定める額を下回らない範囲内においてその一部を処分</u>することができる。</p> <p>3 前項の規定により積立て<u>又は処分</u>が行われたときは、基金の額は、当該積立額相当額が<u>増加し、又は当該処分額相当額が減少</u>するものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。